

令和元年度  
座間味村平和・未来プロジェクト事業

企画提案募集要項

令和元年6月

## I 概要

### (1) 事業名

令和元年度 座間味村平和・未来プロジェクト事業委託

### (2) 発注者

座間味村（以下、「村」という。）

<担当部局>

産業振興課

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電 話 098-987-2312

F A X 098-987-2004

### (3) 事業の目的

本事業は調査・情報収集、ツール・コンテンツの製作、平和発信イベント等の実施を3年間かけて行うものである。

事業2年目となる今年度は、過年度に収集した各種資料（証言データ・戦跡地マップ・書籍等）のデジタルコンテンツ化を進め、WEB上での公開や来島者等へ配布するツール類の制作を行うものとする。

### (4) 事業の内容

提案が採用された事業者は、その提案を基に調査・収集を行い、成果物を納品する。

### (5) 業務の範囲

#### 1) コンテンツ制作

○WEBサイト制作（日本語・英語・中国語(簡体字)）

○証言データ(映像)の編集、テキスト化

○戦跡地パンフレット(A5、20,000部)

○戦跡マップの製作（A3版、30,000部）

4か国語（日本語・英語・中国語(簡体字)・韓国語）に対応するパンフレットの制作。

○関連書籍のデジタル化（20冊程度）

#### 2) 委託事業全体を統括する担当者1名の配置

#### 3) 成果物の提出

○上記、1)による。

○WEBサイトの操作マニュアル（紙媒体2部、記録媒体2部）

※製作した各種コンテンツ等についての使用、貸出等の権限はすべて座間味村がもつものとする。

※製作にあたり、村が提供したデータ・資料等については、本事業以外での

使用・複製をせず、事業終了の際には提供時の状態で全て村へ返却するものとする。

4) 事業報告書の作成

○紙媒体で2部及び記録媒体で2部

5) 座間味村役場と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

(6) 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

(8) 成果物、報告書の引渡し

事業者は令和2年3月6日までに、村に引渡す。

## II 事業者の募集及び選定のスケジュール

(1) 意思表明書の提出

・ 日時 令和元年7月4日(木) 17時まで(当日必着)

・ 場所 座間味村役場 産業振興課

※ 提出意思表明書を郵送または窓口にて提出すること。

※ 参加を辞退する際には、速やかに辞退届(別紙様式9)を提出すること。

(2) 質問書の受付

・ 日時 令和元年7月4日(木) 17時まで受付

※ 質問は文章を持って行い、質問書(別紙様式1)を提出すること。

・ FAX可 FAX: 098-987-2004

(3) 提案書の提出

・ 日時 令和元年7月4日(木) 17時まで ※当日必着

・ 場所 座間味村役場 産業振興課

※部数は6部とし、内5部については企業名等を記載しない。

※ 郵送または窓口にて提出すること。

※企画提案者が多数の場合は書面による1次審査を行い、上位5社(団体)程度を選定する

(4) プレゼンテーション等の日時

・ 日時 令和元年7月8日(月) 13:30 開始予定

・ 場所 座間味村役場

※プレゼンテーションは、パワーポイントによって行う。

※当日持参するものは、スライドの紙ベースの資料6部、ノートパソコン。

※上記の資料6部の内、5部は企業名等を記載しないこと。また、プレゼンテーションの際にも企業名等が出ないこと。

※プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意します。

※出席者は1事業者あたり3名以内とする。

※所要時間については、各事業者30分（説明20分、質疑応答10分）

#### （5）審査結果について

審査は提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

#### （6）審査結果について

- ・審査の結果は、プレゼンテーション実施月内にすべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

#### （7）契約等について

- ①事業者と速やかに基本協定を締結する。

### Ⅲ 応募条件等

#### （1）応募資格

事業者は次に掲げる要件をすべて満たしている事。

- ① 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 参加意思表明書提出期日以前3カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づき破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- ④ 最近1年間の法人税、法人事業税を滞納していない者であること。

#### （2）意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」（別紙様式2）を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ・会社案内
- ・財務諸表（直近1年分）
- ・法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）

#### （3）応募に関する留意事項

- ① 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募者は、1つの提案しかできない。
- ③ 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用

することとする。

- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ⑤ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には提案書を無効とする。
- ⑥ 提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるものとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこのかぎりではない。
- ⑦ 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- ⑧ 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

#### IV 提案について

##### (1) 提出書類

提案は、次に上げる書類をもって行うものとする。

企画提案書

(別紙)

##### (2) 提出方法

提出部数は6部持参すること。(内5部は企業名等を記載しないこと)

サイズはA4縦で、書類は必ずダブルクリップ等で留めること。(ホチキス不可)